

地域住民の協力による住宅前道路除雪の取組について

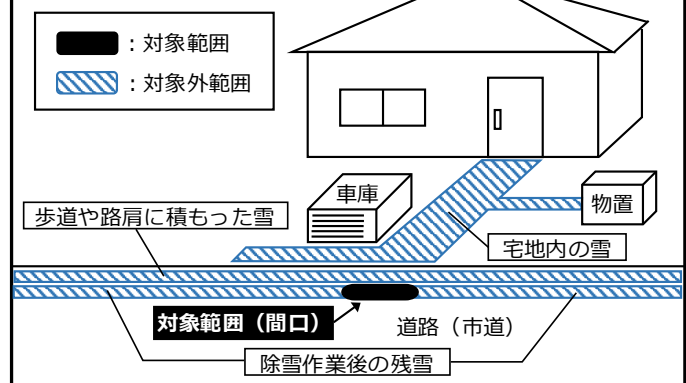
住宅前道路除雪事業とは・・・

自力又は家族による除雪が困難な高齢者（80歳以上又は70～79歳で要支援1以上）及び重度身体障がい者世帯を対象に、市の道路除雪作業の際に除雪車からこぼれた雪を住宅の敷地入口部分（間口）に残さないよう配慮する事業です。

<対象世帯>

- ・ 高齢者のみ
- ・ 高齢者と病弱者
- ・ 高齢者と中学生以下の子供
- ・ 高齢者と重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）
- ・ 重度身体障がい者のみ
- ・ 重度身体障がい者と病弱者
- ・ 重度身体障がい者と中学生以下の子供

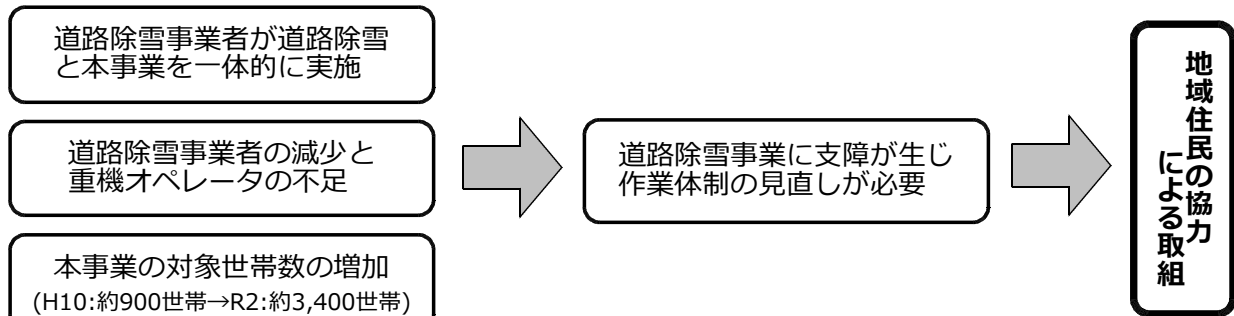
<参考図>



※重度身体障がい者：聴覚障害、音声・言語・そしゃく機能障害を除く。

住宅前道路除雪事業の現状と地域住民による取組の背景

現在、この制度による住宅の敷地入口部分（間口）の除雪は、道路除雪事業者により実施していますが、地域の支え合いによる除雪体制の構築に向け、町内会など地域にお住まいの方に御協力をいただき、対象世帯の間口除雪を行う取組を進めています。



住宅前道路除雪事業のこれまでの実績

令和元年度（モデル事業）

- ・ 協力団体：6町内会（協力者54人）
- ・ 対象世帯：80世帯

令和2年度

- ・ 協力団体：39町内会 + 1大学（協力者246人）
- ・ 対象世帯：304世帯

令和3年度

- ・ 協力団体：49町内会 + その他5団体（協力者301人）
- ・ 対象世帯：379世帯



取り組んだ地区の声



（協力団体・協力者の声）

町内会単位の助け合いは大事で今後も続けていきたいです。

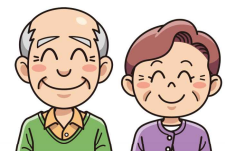
協力者同士のコミュニケーションが深まりました。

取組を通じて住民との関係が良好になりました。

ていねいな作業でとても助かりました。

町内の方が作業してくれるので安心でした。

（対象世帯の声）



令和4年度の取組

今年度は令和3年度と同様の事業内容で、地域住民の協力による取組地区の拡大を図ります。

【事業内容】

項 目	内 容
協力費	○1シーズン1世帯当たりの単価を設定し、作業回数にかかわらず協力団体に定額を支給 ○地区ごとの降雪量に応じて5,500円から8,300円の範囲で設定（地区別の単価は、下記単価表をご覧ください。）
作業範囲	○住宅の敷地入口部分(間口)の市道上おおむね1.5m幅 ○宅地内、車庫・物置前等は対象外
作業時間	○道路除雪車両の出動日の午前中までに作業を完了
作業実施連絡	○道路除雪車両が出動した場合、市又は除雪センターから協力団体の代表者に連絡し、代表者から協力者に作業実施の連絡 ○代表者への連絡は、道路除雪作業が完了する午前6:30～7:00頃
傷害保険等	○原則として傷害保険及び賠償責任保険に加入 ○住民活動保険等、本事業の活動時の事故等が補償の対象となる保険に既に加算している場合は、新たな保険の加入は不要 ○新たに保険に加入した団体については、対象世帯数に応じた規定額を協力費に加算
作業用具	○協力団体が自ら調達することを原則とし、対象世帯の了解が得られた場合は、当該世帯の用具の使用も可
活動に係る提出書類	○活動開始時 ①事業申込書 ②協力者名簿 ○実績報告時 ①事業報告書 ②協力者名簿 ③活動実績内訳書 ④保険会社に支払った保険料の額がわかるもの（新規加入の場合のみ）

【協力費単価表】

地区区分	単価	地区区分	単価
豊岡，東旭川	6,600円	江丹別	7,700円
東光	5,500円	旭岡	8,300円
神楽，緑が丘，西神楽	5,500円	春光	7,200円
神居及び忠和の一部	7,700円	春光台	8,300円
神居及び忠和の一部，台場，高砂台	8,300円	末広，東鷹栖	7,200円
中央，新旭川	6,600円	永山	7,200円
北星	7,200円	※神居及び忠和の一部：降雪状況により区分していますので、詳細はお問い合わせください。	

【今後のスケジュール】

項 目	時 期
取組町内会の募集期限	令和4年11月8日
取組町内会の決定	令和4年11月中旬
町内会による活動実施	令和4年12月1日～ 令和5年3月31日